

学校法人 大原学園

大原医療福祉製菓専門学校 梅田校 学則

大原医療福祉製菓専門学校 梅田校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法及び「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、医療・福祉並びにこれらのビジネスに関する教育、衛生関係に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大原医療福祉製菓専門学校梅田校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、大阪市北区太融寺町2番14号に置く。

(自己点検・学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

3. 本校は、教育の質の向上及び運営の透明性を確保するため、定期的に第三者機関もしくは識見を有する者の評価を受けるものとする。評価の結果は、学内外に適切に公表し、教育活動及び学校運営の改善に活用する。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	昼夜別
商 業 実 務 専 門 課 程	医療事務学科	2 年	2 0 名	4 0 名	昼間部
	医療事務学科	1 年	2 0 名	2 0 名	
	日本語コミュニケーション学科	1 年	4 0 名	4 0 名	
	小 計		8 0 名	1 0 0 名	
教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	3 0 名	6 0 名	昼間部
	小 計		3 0 名	6 0 名	
衛 生 専 門 課 程	製菓学科	2 年	2 0 名	4 0 名	昼間部
	製菓学科	1 年	2 0 名	2 0 名	
	小 計		4 0 名	6 0 名	
	合 計		1 5 0 名	2 2 0 名	

※介護福祉学科においては入学定員30名を1クラスとし、2学年を2クラス運営する。

2. 学生は前項に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

(学年、学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

- 前 期 4月1日から9月30日まで
- 後 期 10月1日から3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏期休業
 - (4) 冬期休業
 - (5) 春期休業
2. 第1項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。
3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。
5. 非常変災その他窮迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、単位数及び教職員組織

(教育課程、単位数)

第8条 本校の教育課程及び単位数等は別表第1のとおりとする。

(始業、終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 医療事務学科、製菓学科及び介護福祉学科は、9時30分から18時30分までとする。
- (2) 日本語コミュニケーション学科は、9時00分から17時00分までとする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 10名以上
- (3) 事務職員 2名以上
- (4) 学校医 1名

2. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、復学等

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする専修学校において、専修学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、第6条に示す学年の始めとする。

(入学手続・許可)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類及び第31条に規定する検定料を添えて出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考し入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、所定の日までに第31条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。

(転科、転学)

第14条 学生が他の学科への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。

2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。
4. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部又は一部を校長の許可するところにより、引き継ぐことができる。

(編入学、再入学)

第 15 条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、校長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者

(2) 第 29 条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者

2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部又は一部を、校長の許可するところにより算入することができる。

(休学、復学)

第 16 条 疾病、その他やむを得ない理由により、15 日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2. 休学の期間は 1 年以内とする。

3. 前 1 項の者は休学の理由が消滅した場合は、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

第 5 章 授業の履修、単位、学業成績及び卒業等

(授 業)

第 17 条 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用で行うものとする。

(単 位)

第 18 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習にあつては 15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実習、実技にあつては 30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1) 及び (2) の基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(試験等)

第 19 条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出、出席の状況等を総合的に勘案して評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第 20 条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の 5 種をもってこれを表し、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

2. 授業科目の成績は、前項の 5 種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により G P (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第 21 条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. 1 年間に履修できる授業科目の上限は 48 単位とする。

(他の大学、専修学校等における授業科目の履修等)

第 22 条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学、専修学校における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(修了・卒業の認定)

第 23 条 第 19 条に定める授業科目の成績評価により、下記に定める単位を取得した者について、校長は課程修了の認定を行う。

- (1) 医療事務学科は 62 単位
- (2) 医療事務学科 (1 年制) は 31 単位
- (3) 日本語コミュニケーション学科は 31 単位
- (4) 介護福祉学科は 2,074 時間 (68 単位)
- (5) 製菓学科は 1,700 時間 (62 単位)
- (6) 製菓学科 (1 年制) は 850 時間 (31 単位)

2. 介護福祉学科の卒業については、次に掲げる 3 項目に基づき、校長がこれを認定する。

- (1) 履修時間の出席率

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の 3 分の 2 に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の 5 分の 4 に満たない者は、履修の認定をしないこととする。

- (2) 授業科目ごとの学業成績
- (3) 実習先福祉施設の評価

3. 所定の修業年限以上を在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

4. 前項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。

(進 級)

第 24 条 進級の認定は、各学年において定める単位の取得状況及び出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、進級判定委員会にて審査する。

(称号の授与)

第 25 条 第 23 条の規定により下記学科を卒業した者には、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士の称号を授与する。

- (1) 医療事務学科 2 年制 (商業実務専門課程)
- (2) 介護福祉学科 2 年制 (教育・社会福祉専門課程)
- (3) 製菓学科 2 年制 (衛生専門課程)

(注意文書)

第 26 条 欠席、遅刻、早退 (以下、欠席等) が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により段階的に訓告、戒告とする。

第 6 章 褒賞、懲戒及び退学

(褒 賞)

第 27 条 成績優秀にして他の模範となる者について、校長はこれを褒賞することがある。

(懲 戒)

第 28 条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒の種類は訓告、戒告、停学及び退学とする。

3. 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者

なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

4. 本条前 2 項に規定する停学に係る期間は、出席時間数には算入しない。

(退 学)

第 29 条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 30 条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第 5 条 2 項に規定する在籍期間を超えた者
- (2) 第 16 条 2 項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願いの返送がない者

第7章 入学金、授業料、特待生、その他

(納付金)

第31条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

3. 納付済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返金しない。

ただし、入学手続完了から入学年度の始期の前日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続により納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(特待生)

第32条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、校長はその一定期間における学費の全額又はその一部を免除することができる。

(健康診断)

第33条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第34条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

講 座	修業年限	授業(講習)日	定員
介護福祉士 筆記試験対策	3ヶ月	週1～2日授業 平日夜間又は土・日曜日	80名
大阪府離職者等 再就職訓練事業 (介護福祉士養成課)	2年間	昼間9:30～16:50 平日	20名
社会福祉士養成 通信課程	18ヶ月	通信	200名
社会福祉士 受験対策	6ヶ月	昼間10:00～17:00 週1日授業	50名
介護職員初任者研修 通信課程	4ヶ月	通信	30名
介護福祉士実務者研修 通信課程	1～6ヶ月	通信	32名
ケアマネジャー 受験対策	3ヶ月	夜間18:30～21:30 平日夜間 昼間10:00～17:00 週1日授業	40名

※介護福祉士実務者研修通信課程の通信地域は、全国である。

※介護福祉士実務者研修通信課程の有資格者(訪問介護員養成研修3級・2級・1級取得者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者、認知症実践者研修修了者並びに喀痰吸引等研修修了者)における修業年限は法令に基づき別途1～6

- ヶ月コースを設置する。
- ※介護福祉士実務者研修通信課程の規定は別に定める。
- ※平成 29 年度以前の介護福祉士実務者養成通信課程受講生については、旧学則（平成 28 年度）第 27 条附帯教育事業に記載する通りとする。
- ※社会福祉士養成通信課程の規程は別に定める。
2. 別科の入学金、授業料、教材費その他必要な事項は別に定める。

第 9 章 科目等履修生

（科目等履修生）

- 第 35 条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係わる科目履修生の受入は行わない。
2. その他、科目履修生に関する事項は、校長が別に定める。
3. 入学金、授業料等は別に定めるものとする。

第 10 章 雑 則

（施行細則）

- 第 36 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。
2. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月）

1. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月）

1. この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月）

1. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月）

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月）

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月）

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 21 年度生より適用し、平成 20 年度生以前の学生については従前のとおりとする。

附 則（平成 21 年 3 月）

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月）

1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月）

1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月）

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月）

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月）

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
但し、卒業証書の様式変更については、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月）

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
但し、専門士の称号付与については、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
2. 第 27 条 附帯教育事業として別科を設置するに定める「社会福祉士養成通信課程の修業期間および定員」については、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、施行する。
但し、平成 28 年度以前の受講生については、旧学則（平成 27 年度）第 27 条 附帯教育事業として別科を設置するに記載する通りとする。

附 則（平成 28 年 7 月）

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月）

1. この学則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
但し、別表第 1（5）教育社会福祉専門課程 介護福祉学科（2 年制）については、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年度生以前の学生は従前のとおりとする）

附 則（平成 29 年 8 月）

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 29 年 2 月の但し書きについては、この学則の定めるものを適用する。

附 則（平成 30 年 2 月）

1. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 23 条については、平成 31 年 3 月 31 日より以前に入学した者は従前の学則の通りとする。

附 則（平成 31 年 2 月）

1. この学則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 23 条については、平成 32 年 3 月 31 日より以前に入学した者は従前の学則の通りとする。

附 則（令和 2 年 3 月）

1. この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月）

1. この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
但し、令和 3 年度生より適用し、令和 2 年度生以前の学生は従前のとおりとする。

附 則（令和 3 年 3 月）

1. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月）

1. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科（2 年制）については、令和 4 年度生より適用し、令和 3 年度生以前の学生は従前のとおりとする。

附 則（令和 5 年 3 月）

1. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科（2 年制）については、令和 5 年度生より適用し、令和 4 年度生以前の学生は従前のとおりとする。

附 則（令和 6 年 3 月）

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 5 条の規定にかかわらず、令和 6 年度についての定員は次の通りとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	昼夜別
商 業 実 務 専 門 課 程	医療事務学科	2 年	2 0 名	6 0 名	昼間部
	医療事務学科	1 年	2 0 名	2 0 名	
	日本語コミュニケーション学科	1 年	4 0 名	4 0 名	
	小 計		8 0 名	1 2 0 名	
教育社会福 祉専門課程	介護福祉学科	2 年	3 0 名	7 0 名	昼間部
	小 計		3 0 名	7 0 名	
衛 生 専 門 課 程	製菓学科	2 年	2 0 名	5 2 名	昼間部
	製菓学科	1 年	2 0 名	2 0 名	
	小 計		4 0 名	7 2 名	
	合 計		1 5 0 名	2 6 2 名	

※介護福祉学科においては令和 6 年度入学定員 30 名を 1 クラス、令和 5 年度入学定員 40 名を 1 クラスとし、2 学年を 2 クラス運営する。

附 則（令和 6 年 3 月）

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科（2 年制）及び（2）商業実務専門課程 医療事務学科（1 年制）については、令和 6 年度生より適用し、令和 5 年度生以前の学生は従前のとおりとする。

附 則（令和 7 年 3 月）

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

但し、別表第 1（1）商業実務専門課程 医療事務学科（2 年制）及び（2）商業実務専門課程 医療事務学科（1 年制）については、令和 7 年度生より適用し、令和 6 年度生以前の学生は従前のとおりとする。

附 則（令和 8 年 3 月）

1. この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

但し、令和 8 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1

(1) 商業実務専門課程 医療事務学科 (2 年制)

科目区分	必修・選択の別	授業科目	第 1 学年	第 2 学年	合計
			単位数	単位数	単位数 合計
一般	必修	一般教養Ⅰ	1		1
		一般教養Ⅱ		1	1
		キャリアデザインⅠ	1		1
	選 1	ビジネスマナー		2	2
		パソコン実習Ⅰ		1	1
		パソコン実習Ⅱ		1	1
		パソコン実習Ⅲ		1	1
		キャリアデザインⅡ		1	1
専門	必修	医療請求事務基礎Ⅰ	1		1
		医療請求事務基礎Ⅱ	1		1
		医療請求事務基礎演習Ⅰ	3		3
		医療請求事務基礎演習Ⅱ	3		3
		医療請求事務応用Ⅰ	1		1
		医療請求事務応用Ⅱ	2		2
		医療請求事務応用演習	3		3
		医療秘書実務基礎Ⅰ	1		1
		医療秘書実務基礎Ⅱ	1		1
		医療秘書実務基礎演習	2		2
		医療秘書実務応用	1		1
		医療秘書実務応用演習	2		2
		病院実習Ⅰ	2		2
	選 2	医療秘書実践Ⅰ	1		1
		医療秘書実践Ⅱ	1		1
		医療秘書実践Ⅲ	1		1
		医師事務作業補助Ⅰ	1		1
		医師事務作業補助Ⅱ	1		1
		医師事務作業補助演習	2		2
		医療キャリアデザインⅠ	2		2
		医療キャリアデザインⅡ	1		1
		患者接遇論	1		1
		病院研究	2		2
		ビジネス教養Ⅰ	1		1
		Excel 基礎	2		2
		IT リテラシ	4		4
	選 3	医薬品知識		1	1
		調剤報酬請求事務		1	1
		調剤報酬請求事務演習		1	1
		接遇論マナー実践		1	1

	患者看護論		1	1
	小児保健		1	1
	医療秘書実践Ⅳ		1	1
	医療秘書実践Ⅴ		1	1
	ビジネス教養Ⅱ		1	1
	ビジネス教養Ⅲ		1	1
	医療ビジネスマナーⅠ		3	3
	医療ビジネスマナーⅡ		2	2
	請求事務実践Ⅰ		2	2
	請求事務実践Ⅱ		1	1
	社会保険基礎論		1	1
	医学知識		1	1
	秘書実務		2	2
	秘書総合		2	2
	サービス知識		1	1
	キャリアデザインⅢ		1	1
	医療キャリアデザインⅢ		2	2
	医療キャリアデザインⅣ		2	2
	医療ボランティア概論		1	1
	医療ボランティア実践Ⅰ		1	1
	医療ボランティア実践Ⅱ		2	2
	マーケティング概論		2	2
	FP 基礎		5	5
	FP 応用		3	3
	FP 総合		4	4
	簿記入門		1	1
	簿記基礎Ⅰ		3	3
	簿記総合Ⅰ		4	4
	簿記基礎Ⅱ		3	3
	簿記基礎Ⅲ		2	2
	簿記総合Ⅱ		4	4
	Word 基礎		1	1
	給与計算実務		2	2
	英会話入門		1	1
	卒業前特別講座		1	1
	病院実習Ⅱ		2	2
	病院実習Ⅲ		2	2
	病院実習Ⅳ		2	2
	病院実習Ⅴ		1	1
選 4	基礎数的Ⅰ 数の推理		2	2
	基礎数的Ⅱ 判断推理		2	2
	実践数的 空間把握		1	1
	基礎社会科学Ⅰ 政治		2	2
	基礎社会科学Ⅱ 経済・社会		2	2

	基礎言語Ⅰ 文理・国語	1	1
	実践答案練習Ⅰ	2	2
	直前答案練習Ⅰ	6	6
	公務員時事対策	1	1
	実践数的 数的総合	2	2
	実践自然科学Ⅰ 生物・地学	1	1
	実践自然科学Ⅱ 物理・化学	1	1
	実践人文科学Ⅰ 地理	1	1
	実践人文科学Ⅱ 日本史	1	1
	実践人文科学Ⅲ 世界史	1	1
	応用演習 数的処理本試験対策	1	1
	応用演習 知識系科目本試験対策	1	1
	応用演習 教養科目総合	1	1
	公務員教養論文作文対策	1	1
	基礎人文科学総合	1	1
	基礎自然科学総合	1	1
	実践答案練習Ⅱ	3	3
	直前答案練習Ⅱ	4	4
	直前答案練習Ⅲ	1	1
	公務員時事研究	2	2
	公務員キャリアデザイン基礎	3	3
	公務員適性検査演習Ⅰ	2	2
	公務員適性検査演習Ⅱ	1	1
	公務員就職試験理数分野対策Ⅰ	1	1
	公務員就職試験理数分野対策Ⅱ	1	1
	トレーニング実習	1	1
	職業実務Ⅰ	1	1
	職業実務Ⅱ	1	1
	職業実務Ⅲ	1	1
	職業実務Ⅳ	1	1
	職業実務Ⅴ	1	1
	公官庁講話	1	1
	公務員倫理	1	1
	公共ボランティア実習Ⅰ	1	1
	公共ボランティア実習Ⅱ	1	1
	法律研究	1	1
	行政研究	1	1
進級に必要な単位数		31	31
卒業に必要な単位数		62	62

第1学年では、選2より6単位以上を選択すること。

第2学年では、選1又は選3もしくは選4から、30単位以上を選択すること。

(2) 商業実務専門課程 医療事務学科 (1年制)

科目区分	必修・選択 の別	授業科目	第1学年	単位数 合計
			単位数	
一般	必修	一般教養Ⅰ	1	1
		キャリアデザイン	1	1
	選	一般教養Ⅱ	1	1
専門	必修	医療請求事務基礎Ⅰ	1	1
		医療秘書実務基礎Ⅰ	1	1
		医療秘書実践Ⅰ	1	1
	選	医療請求事務基礎Ⅱ	1	1
		医療請求事務基礎演習Ⅰ	3	3
		医療請求事務基礎演習Ⅱ	3	3
		医療請求事務応用Ⅰ	1	1
		医療請求事務応用Ⅱ	2	2
		医療請求事務応用演習	3	3
		医療秘書実務基礎Ⅱ	1	1
		医療秘書実務基礎演習	2	2
		医療秘書実務応用	1	1
		医療秘書実務応用演習	2	2
		医療秘書実践Ⅱ	1	1
		医療秘書実践Ⅲ	1	1
		医療秘書実践Ⅳ	1	1
		医療秘書実践Ⅴ	1	1
		医療キャリアデザインⅠ	2	2
		医療キャリアデザインⅡ	1	1
		医療キャリアデザインⅢ	2	2
		医療キャリアデザインⅣ	2	2
		患者接遇論	1	1
		病院研究	2	2
		ビジネス教養Ⅰ	1	1
		ビジネス教養Ⅱ	1	1
		医薬品知識	1	1
		調剤報酬請求事務	1	1
		調剤報酬請求事務演習	1	1
		患者看護論	1	1
		小児保健	1	1
		ビジネスマナー	2	2
		医療ビジネスマナーⅠ	3	3
		医療ビジネスマナーⅡ	2	2
		請求事務実践Ⅰ	2	2
		請求事務実践Ⅱ	1	1
		社会保険基礎論	1	1
		医学知識	1	1

	秘書実務	2	2
	秘書総合	2	2
	サービス知識	1	1
	パソコン実習Ⅰ	1	1
	パソコン実習Ⅱ	1	1
	パソコン実習Ⅲ	1	1
	Word 基礎	1	1
	Excel 基礎	2	2
	給与計算実務	1	1
	英会話入門	1	1
	卒業前特別講座	1	1
	病院実習Ⅰ	2	2
	病院実習Ⅱ	2	2
	病院実習Ⅲ	2	2
	病院実習Ⅳ	2	2
	病院実習Ⅴ	1	1
卒業に必要な単位数		31	31

選択科目は 26 単位以上を選択すること。

(3) 商業実務専門課程 日本語コミュニケーション学科 (1 年制)

科目区分	必修・選択 の別	授業科目	第1学 年	単位数 合計
			単位数	
一般	必修	一般教養Ⅰ	2	2
		一般教養Ⅱ	1	1
		文書作成	1	1
専門		文書実務	1	1
		ビジネスマナー基礎	2	2
		ビジネスコミュニケーション論	2	2
		コミュニケーション実践	1	1
		ビジネス教養Ⅰ	2	2
		ビジネス教養Ⅱ	2	2
		ビジネス文書理解Ⅰ	2	2
		ビジネス文書表現基礎Ⅰ	2	2
		ビジネス文書表現基礎Ⅱ	2	2
		ビジネス文書表現実践Ⅰ	2	2
		ビジネス文書表現実践Ⅱ	2	2
		キャリアデザインⅠ	1	1
		文化リテラシーⅠ	2	2
		国際文化基礎	2	2
		プロジェクトワーク	1	1

	選択	簿記入門Ⅰ	1	1
		パソコン実習Ⅰ	1	1
		ビジネス実務入門Ⅰ	1	1
		ビジネス実務応用Ⅰ	2	2
		時事入門	1	1
		マーケティング概要	1	1
		会話力基礎	1	1
		TOIEC 対策	1	1
卒業に必要な単位数			31	31

選択科目から1単位以上を選択すること。

(4) 教育社会福祉専門課程 介護福祉学科(2年制)

領域	授業科目	必修・選択の別	第1学年	第2学年	授業時間合計	単位数
			年間授業時間	年間授業時間		
人間と社会	人間の理解Ⅰ	必	30		30	1
	人間の理解Ⅱ	必	60		60	2
	社会の理解	必	60		60	2
	レクリエーション指導法	必		40	40	2
	ケア・カウンセリング	必		30	30	1
	社会常識	必		30	30	1
	情報科学演習	必		30	30	1
	人間と社会の総合	必		30	30	1
	人間と社会特論Ⅰ	選	30		30	1
	人間と社会特論Ⅱ	選		30	30	1
	福祉実務	選		30	30	1
介護	介護の基本Ⅰ	必	30		30	1
	介護の基本Ⅱ	必	30		30	1
	介護の基本Ⅲ	必	30		30	1
	介護の基本Ⅳ	必	30		30	1
	介護の基本Ⅴ	必	30		30	1
	介護の基本Ⅵ	必	30		30	1
	コミュニケーション技術	必	30		30	1
	コミュニケーション技術	必		30	30	1
	生活支援技術の基本	必	60		60	2
	福祉住環境Ⅰ	必		30	30	1
	家事介護	必		30	30	1
	日常生活介護Ⅰ	必	30		30	1
	日常生活介護Ⅱ	必	30		30	1
	日常生活介護Ⅲ	必		30	30	1
	日常生活介護Ⅳ	必	30		30	1
	日常生活介護Ⅴ	必		30	30	1
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	必		30	30	1
	介護過程Ⅰ	必	30		30	1
	介護過程Ⅱ	必		60	60	2
	介護過程Ⅲ	必		60	60	2
	介護総合演習Ⅰ	必	40		40	2
	介護総合演習Ⅱ	必	40		40	2

	介護総合演習Ⅲ	必		40	40	2
	介護実習Ⅰ	必	120		120	3
	介護実習Ⅱ	必	160		160	4
	介護実習Ⅲ	必		176	176	4
	介護の総合	必		90	90	3
	介護特論Ⅰ	選	30		30	1
	介護特論Ⅱ	選	30		30	1
	介護特論Ⅲ	選	30		30	1
	介護特論Ⅳ	選		30	30	1
	介護実践Ⅰ	選	30		30	1
	介護実践Ⅱ	選	30		30	1
	介護実践Ⅲ	選		30	30	1
	介護実践Ⅳ	選		30	30	1
	福祉住環境Ⅱ	選		30	30	1
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	必		60	60	2
	認知症の理解	必	60		60	2
	障害の理解	必		60	60	2
	こころとからだのしくみ	必	30		30	1
	こころとからだのしくみ	必	30		30	1
	こころとからだのしくみ	必	30		30	1
	こころとからだのしくみ	必		30	30	1
	こころとからだのしくみの総	必		30	30	1
	こころとからだのしくみの特	選	30		30	1
	こころとからだのしくみの特	選		30	30	1
医療的 ケ ア	医療的ケア	必		78	78	3
		年間必須科目	1050	1024	2074	68
		年間選択科目	210	210	420	14
		年間授業時間	1260	1234	2494	82

(5) 衛生専門課程 製菓学科 (2年制)

科目 区分	必修・ 選択 の別	授 業 科 目	第 1 学年	第 2 学年	授業時間合計 (週授業時数)	単位数
			年間授業時間	年間授業時間		
専門	必 修	衛 生 法 規	30		30 (1)	1
		公 衆 衛 生 学	60		60 (2)	2
		食 品 学	60		60 (2)	2
		食 品 衛 生 学	120		120 (3)	4
		栄 養 学	60		60 (2)	2
		社 会	30		30 (1)	1
		製 菓 理 論	90		90 (3)	3
		基 礎 実 習	180		180 (5)	6
		専 門 実 習	300		300 (10)	10
		店 舗 運 営 基 礎	30		30 (1)	1
		職 業 実 践 概 論	30		30 (1)	1
		応 用 実 習		420	420 (11)	14
		店 舗 運 営 応 用		90	90 (3)	3
		店 舗 運 営 実 務		210	210 (7)	7
		職 業 実 践 演 習		210	210 (7)	7
必 修 科 目 授 業 時 数			990	930	1920	64
卒 業 に 必 要 な 総 授 業 時 数			850	850	1700	62

(6) 衛生専門課程 製菓学科 (1年制)

科目 区分	必修・選 択 の 別	授 業 科 目	第 1 学年	授業時間合計 (週授業時数)	単位数
			年間授業時間		
専門	必 修	衛 生 法 規	30	30 (1)	1
		公 衆 衛 生 学	60	60 (2)	2
		食 品 学	60	60 (2)	2
		食 品 衛 生 学	120	120 (3)	4
		栄 養 学	60	60 (2)	2
		社 会	30	30 (1)	1
		製 菓 理 論	90	90 (3)	3
		基礎実習（和菓子）	60	60 (1)	2
		基礎実習（洋菓子）	60	60 (1)	2
		基礎実習（製パン）	60	60 (1)	2
		専 門 実 習	300	300 (10)	10
必修科目授業時数			930	930	31
卒業に必要な総授業時数			850	850	31

別表第2

(1) 商業実務専門課程納付金

(単位：円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費
医療事務学科	20,000	200,000	680,000	80,000	140,000
医療事務学科(1年制)	20,000	200,000	680,000	80,000	140,000
日本語コミュニケーション学科	20,000	200,000	680,000	80,000	140,000

※実習・演習費は、別に定める。

※再入学の場合、入学検定料および入学金は不要とする。

(2) 教育社会福祉専門課程納付金

(単位：円)

昼間部	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費
介護福祉学科(2年制)	20,000	200,000	700,000	80,000	200,000

※実習・演習費は、別に定める。

※再入学の場合、入学検定料および入学金は不要とする。

(3) 衛生専門課程納付金

(単位：円)

学 科	入学検定料	入学金	授業料	教材費	維持費
製菓学科	20,000	200,000	700,000	80,000	200,000
製菓学科(1年制)	20,000	200,000	700,000	80,000	200,000

※実習・演習費は、別に定める。

※再入学の場合、入学検定料および入学金は不要とする。

別記様式
第1号様式

校印	卒業証書
氏名	生年月日
右の者は本校職業実践専門課程 学科(2年制)の所定の課程を修めたので卒業証書並びに専門士(専門課程)の称号を授与する	
年月日	
学校法人 大原学園	
大原医療福祉製菓専門学校梅田校	
第 号 校長 氏 名	印

第2号様式

校印	卒業証書
氏名	生年月日
右の者は本校専門課程 学科(2年制)の所定の課程を修めたので卒業証書並びに専門士(専門課程)の称号を授与する	
年月日	
学校法人 大原学園	
大原医療福祉製菓専門学校梅田校	
第 号 校長 氏 名	印

第3号様式

校印	卒業証書
氏名	生年月日
右の者は本校専門課程 学科（1年制） の所定の課程を修めたので卒業証書 を授与する	
年 月 日	
学校法人 大原学園	
大原医療福祉製菓専門学校梅田校	
校長 氏 名	第 号
印	